

愛知淑徳大学学資援助に係る奨励給付奨学金 2（私費外国人留学生）施行細則

目次

（趣旨）

第1条 この細則は、愛知淑徳大学学資援助規程（以下、「規程」という。）第9条の規定に基づき、規程第2条第1項第2号に掲げる奨学金（以下、「奨励奨学金2」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（給付対象）

第2条 奨励奨学金2は、愛知淑徳大学の正規の課程に在学する（修業年限（休学期間は除く）を越えて在学する者を除く）次の各号のすべてに該当する成績優秀な学生を対象とする。

- （1）グローバル入試のうち、「外国人留学生（一般）」もしくは「外国人留学生（学校推薦）」で入学した者
- （2）卒業に必要な単位数のうち、1年次生においては前期終了時点の修得単位数16単位以上、2年次生においては前年度後期終了時点の修得単位数32単位以上、3年次生においては前年度後期終了時点の修得単位数64単位以上、4年次生においては前年度後期終了時点の修得単位数96単位以上の者
- （3）別表1の支給条件に該当する資格を取得した者

（給付額・給付回数）

第3条 給付額は、学生一人あたり年額40万円とし、給付を受けることができるのは、別表1に示す各支給対象資格取得に対し1回ずつ、在学中4回までとする。

（採用人数）

第4条 各学年若干名

（申請）

第5条 奨励奨学金2の給付を希望する学生は、指定する期日までに次の各号に定める書類を学長に提出しなければならない。

- （1）奨学金申請書（別記様式1）
- （2）別表1に示す資格の証明書や認定書
- （3）成績証明書

（選考・決定）

第6条 給付学生の選考は、学資援助委員会（以下、「委員会」という。）において行い、選考結果を学長に報告しなければならない。学長は選考結果により奨学金給付の採否の決定を行う。

（通知）

第7条 学長は、給付者に対し、奨学生決定通知書（別記様式2）又は奨学生選考結果通知書（別記様式3）により、採用について通知するものとする。

（奨学金の交付手続き）

第8条 前条の奨学生決定通知を受けた者（以下「奨学生」という。）は、指定された期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- （1）誓約書（別記様式4）
- （2）奨学金振込口座届（別記様式5）
- 2 誓約書にて届け出た連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更届（別記様式4-2）、氏名及び住所を変更する場合は、氏名・住所変更届（別記様式4-3）を速やかに提出しなければならない。

（奨学金の交付方法）

第9条 奨励奨学金2は、届出のあった奨学生の預金口座への振込みによって交付するものとする。ただし、学納金の一部又は全額が未納の場合は、学納金と相殺するものとする。

(奨学金の取消し)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると委員会が認めたときは、奨励奨学金2の給付を取消すものとする。

- (1) 学籍を失ったとき
- (2) 学則による懲戒処分を受けたとき
- (3) 提出書類への虚偽記載など、不正が判明したとき
- (4) その他、奨学生として適当でないことを認めたとき

(奨学金の返還)

第11条 奨学生は、前条の規定により奨励奨学金2の給付が取消されたときは、奨学金借用証書(別記様式6)及び奨学金返還計画書(別記様式7)を、連帯保証人と連署のうえ学長に提出し、速やかに奨励奨学金2を返還しなければならない。

- 2 前項による奨励奨学金2の返還期限は、原則として取消しのあった月の翌月1日から起算して1ヶ月以内とする。
- 3 奨励奨学金2を返還すべき者が、支払能力があるにもかかわらず返還を著しく怠ったときは、返還未済額の全部又は一部について、期日を指定して返還させることができる。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、奨励奨学金2の給付に関して必要な事項は、委員会で審議のうえ、学生部長が定める。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

奨励給付奨学金2(私費外国人留学生) 支給対象資格一覧

1. グローバル・コミュニケーション学部生のうち、グローバル入試〔外国人留学生(一般)〕を英語で受験した者

支給条件※	資格名	提出する証明書
1回目支給	日本語能力試験N3合格	日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書
2回目以降支給 *1つ条件を充たすごとに支給対象とする。 *日本語能力試験はN2→N1の順に申請すること	日本語能力試験N2合格	日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書
	日本語能力試験N1合格	日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書
	ビジネス日本語能力テストJ1以上	成績認定書

※入学の前年度の12月以降に取得した資格であること。

2. 上記1以外の者

支給条件※	資格名	提出する証明書
1回目支給	TOEIC L&R 700点以上 または TOEFL iBT 76点以上	<TOEIC> 公式認定証 <TOEFL> Test Taker Score Report

2回目以降支給 *1つ条件を充たすごとに支給対象とする。 *申請する順番は問わない。	日本語能力試験N1合格	日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書
	TOEIC L&R 800点以上	公式認定証
	ビジネス日本語能力テストJ1以上	成績認定書

※入学の前年度の12月以降に取得した資格であること。